

社会福祉法人百合愛会行動計画

職員の出産・育児に関し、産前産後休業、育児休業等の制度の理解を進め、職場復帰後の勤務も含めて安心して休業できるよう取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年5月1日～令和8年4月30日までの3年間

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保について、必要に応じて看護師が相談に応ずる体制をとる。

●令和5年5月～ 看護師が妊産婦からの諸相談に応ずる体制をとる。

目標2：育児休業制度の内容、特に法改正のあった「出生時育児休業制度」を中心に理解を図り、妊産婦の負担が軽減されるよう取り組みを進める。

<対策>

●令和5年5月～ 育児休業、特に「出生時育児休業制度」の利用方法などをホームページに掲載する。

●令和7年5月～ 事業所における育児休業等の例を参考に、休業後の職場復帰を含め、出産育児に関する情報を職員に提供する。